

争点 2-1

相違点の主張

争点	被告の主張(裁判所認定相違点)	原告の主張(裁判所認定相違点)
相違点1	<p>ユーザ同士が交流するために互いの同意が必要か否かを問題とするものであるが、乙5公報には、「一旦振動や文字等で接近を告知するようにし」、「近接する相手の利用者の外見等が自己の好みであるかを判断してから告知部を発光させる2ステップ化の構成」が記載されている(段落【0064】)から、近接した者同士が互いの発光パターン等を調節し合って交流の同意の有無を確認し、当該同意の確認がとれた後に、互いが明示的にボタン操作等を行うなどしてIDを交換し、履歴情報保存部11bに保存させることもできる(あるいは、GPS検索機能を採用した場合には、位置情報とともにIDをサーバへ送信してもよい)。このように、乙5公報には、同相違点に係る構成が開示されているというべきであるから、同相違点は、実質的な相違点ではない。(判決57頁)</p>	<p>・・・つまり、「出会ったユーザ同士が互いに交流する意思がある(交流に同意している)ことを前提とした交流開始条件の判定」は、乙5発明における・・・「その場で声を掛けなかった場合の事後的な救済」というそもそもの目的に逆行する内容であるから、想到するに当たって阻害要因が存在し、少なくとも動機付けが存在しない。・・・乙5発明の場合・・・ユーザ同士の一方が相手方の面識がなく交流の意思がない(交流に同意していない)状態で、かつ互いに交流の申込みを行う以前の段階で、互いの連絡先の個人情報(知得可能な会員ID)を自動的に交換することは、・・・情報セキュリティ上の欠陥がある。(判決70～71頁)</p>
相違点2	<p>乙5発明はいわゆるGPS検索手段を備えていないものの、乙5発明における近接無線通信手段は、同時刻に一定距離内にいる者同士を検知するものであり、GPS検索手段と同様の機能を有している。そして、ユーザ端末を用いた出会い支援システムにおいて、ユーザ端末間の距離を検知する手段には、電波による端末間の無線通信を用いるものと、GPS検索を用いるものが知られており、両者は当業者において適宜選択して用いられており、このことは、・・・本件特許出願時における技術常識である。</p>	<p>被告が指摘する乙42公報に記載されている「通信処理装置がサーバにアップロードする近接通信実行位置情報(通信処理装置がGPS搭載機器である場合)」は、ユーザAの所持する通信処理装置AがユーザBの所持する通信処理装置Bの近接通信実行位置情報(通信処理装置がGPS搭載機器である場合)をサーバにアップロードし、また、ユーザBの所持する通信処理装置BがユーザAの所持する通信処理装置Aの近接通信実行位置情報(通信処理装置がGPS搭載機器である場合)をサーバにアップロードするのであるから、相手端末である通信処理装</p>

	<p>…乙5発明にGPS検索手段を採用して近接を検出するように構成することは、当業者が容易に想到できたものである。(判決57～58頁)</p>	<p>置の近接通信実行位置情報(通信処理装置がGPS搭載機器である場合)である。</p>
相違点3	<p>近接無線通信手段と代替可能であることが技術常識であり周知のGPS検索手段を採用することにより、認定相違点2に係る構成とすることが容易であることは、前記イのとおりである。…(判決58頁)</p>	<p>それゆえに、このような乙42公報の技術を仮に乙5発明に適用できたとしても、「相手ユーザ端末の位置情報を取得し、該位置情報に基づいて所定時間中に所定距離内に位置するユーザ端末を検索する」構成には至らない。特に、乙42公報のように、互いのユーザIDや近接通信実行位置情報(通信処理装置がGPS搭載機器である場合)等の近接通信記録をいったん端末間で交換して記憶した後サーバにアップロードする場合、その近接通信記録が他のユーザのものと差し替えられてアップロードされ、成りすましの危険性が生じるおそれがある。</p> <p>したがって、乙42公報を仮に乙5発明に適用できたとしても、本件各発明に想到し得ない。</p> <p>乙43公報、…乙44公報…に記載のものは、いずれも、氏名、携帯電話番号、ユーザの住所等のタグ情報、メールアドレス等の重要な個人情報と交換して認知することにより、出会いを支援するものであって、これらに記載の技術を乙5発明に適用すると、乙5発明の課題が解決し得なくなるから、これらを乙5発明に適用するに当たっての阻害要因があり、少なくとも適用する動機付けが存しない。(判決73～74頁)</p>
相違点4	<p>ポップアップ通知を行わないように制御するとの構成に関するものであるが、…周知技術である。(58～59頁)</p>	

相違点5	コンピュータ側からの制御に基づいて交流先のリストをユーザ端末に表示させるとの構成に関するものであるが、…乙5発明においても、コンピュータ側からの制御に基づいて交流先のリスト(【図5】)をユーザ端末に表示させるようになされているのであるが、…ものと理解できるので、…当業者が容易に想到し得たものである。(判決59～61頁)	本件各発明の場合には、コンピュータ側で位置情報による交流開始条件の判定を行うことにより、互いに出会って交流の意思のある(交流に同意している)利用者同士であることを前提とした交流開始条件の判定を行って交流先の表示を行うため(認定相違点5)、面識がなく交流に同意した覚えのない相手から執拗にメッセージが送信されてくる被害を極力回避できる。(判決71～72頁)
相違点6	乙5発明では、「自己の電話番号等」を「重要な個人情報」と位置付けた上で、…「自己の電話番号等の重要な個人情報」を相手の移動端末に送信することなく…交流を行うことを可能にしている。そこで、「自己の電話番号等の重要な個人情報」が本件各発明における「連絡先の個人情報」に含まれるとすれば、認定相違点6は、実質的な相違点とはならない。…(判決61～63頁)	コンピュータ側での交流開始条件の判定を可能にする手段としてユーザ端末から位置情報を取得しその位置情報に基づいて交流開始条件の判定を行うようにし(認定相違点3)、しかも、連絡先の個人情報を交換することなく(知らせ合うことなく)交流ができるため(認定相違点6)、メッセージ送信者第三者とが結託した組織的犯罪に巻き込まれる等の不都合を極力防止できるとともに、他人の連絡先個人情報を悪用した成りすましや組織的犯罪の被害をも極力防止できるという、顕著な相乗効果が奏される。(判決72頁)
相違点7	結局、ユーザ同士が交流するため互いの同意が必要か否かを問題とするものであるが、かかる相違点が乙5公報にも開示されていることは、前記アのとおりである。(判決63頁)	(省略)
まとめ		周知技術を乙5発明に適用するに当たっては阻害要因が存在するか、少なくとも示唆ないし動機付けが存在しないこと、認定相違点1、3、5及び6の構成の有機的結合により顕著な相乗効果が奏されることからすれば、これらの相違点の想到困難性は否定し得ない。 …なお、乙5発明における「会員ID」は、本件各発明における「連絡先の個人情

		報」に当たる。・・・(判決72頁)
--	--	-------------------

## 争点 2-2 記載要件違反

	被告の主張	原告の主張
	<p>(3) 本件各発明について</p> <p>以下のとおり、本件各発明に係る特許は、サポート要件違反、実施可能要件違反及び明確性要件違反の瑕疵により、特許無効審判により無効にされるべきものである。(判決76頁)</p> <p>ア サポート要件違反 (判決76～77頁)</p> <p>本件各発明は、「出会ったユーザ同士」が「連絡先の個人情報を知らせ合うことなく交流できるように」することを課題としてなされたものであり、本件明細書等の発明の詳細な説明の記載によれば、当業者は、当該課題を解決できる範囲のものとして、共有仮想タグを用いる態様を認識し、それ以外の態様のものを認識することはない。</p> <p>したがって、本件各発明が共有仮想タグを用いる態様に限定されないとする、当業者はどのように本件特許請求の範囲の構成を実現し課題を解決すればよいのかを理解することができないから、サポート要件に違反する。・・・</p> <p>イ 実施可能要件違反 (判決77～78頁)</p> <p>本件明細書等には、「個人情報を相手に通知しなくても後々コンタクトが取れるようになる」という発明の作用効果を奏する構成として、「共有仮想タグ」を用いる構成のみ開示している・・・</p>	<p>(3) 本件各発明が共有仮想タグを用いる態様に限定されない場合に関する被告の主張について (判決81頁)</p> <p>被告は、本件各発明の課題の解決や作用効果を奏するための構成が「共有仮想タグ」であると主張するが、本件各発明の課題の解決や作用効果を奏するための構成は、飽くまでも「コンピュータ側からの制御に基づいて前記交流先のリストを前記ユーザ端末に表示させること」であり、この点については、本件明細書等・・・に詳細に開示されている。</p> <p>そして、ユーザ端末に表示される共有仮想タグリストの各共有仮想タグには共有仮想タグ指定信号データが紐付けられており、例えば共有仮想タグ1を選択してクリックすることにより当該共有仮想タグ1に紐付けられた共有仮想タグ1指定信号データに基づいて共有仮想タグ1指定信号がサーバに送信される場所・・・、共有仮想タグ1をクリックすることにより共有仮想タグ1指定信号がサーバに送信される具体的な仕組みについては、例えば、エイリアス(甲148)、テキスト(例えば「目次の文書や資料」)をクリックするだけで別のWebページにジャンプするハイパーテキストの「リンク」(甲42)、電子透かし(甲43)など、本件優先日当時に技術常識となっていた技術を用いることにより、容易に実現できたことである。</p> <p>また、共有仮想タグ1をクリックすることにより共有仮想タグ1指定信号がサ</p>

したがって、本件各発明の技術的範囲に「共有仮想タグ」を用いない構成も含まれるとすれば、本件明細書の発明の詳細な説明は、当業者が本件特許発明の実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものということとはできず、特許法36条4項1号の規定に違反する。…

ウ 明確性要件違反（判決78～79頁）

本件各発明が、共有仮想タグを用いない構成もその技術的範囲に含むとした場合、本件特許請求の範囲の「前記コンピュータ側からの制御に基づいて前記交流先のリストを前記ユーザ端末に表示させることにより、前記ユーザ同士が連絡先の個人情報を知らせ合うことなく交流できるようにした」等の記載は、上位概念により発明を特定しようとしたことになるが、当業者は、公知技術や周知技術を参酌しても、「共有仮想タグ」を用いる構成以外のいかなる構成が発明を実施することになるのかを全く理解することができず、公知技術や技術常識を参酌しても、本件明細書等の開示された「共有仮想タグ」に係る実施形態のほかには、どのようにして本願発明の効果を奏することができるのか確認できない。

したがって、本件各発明の技術的範囲に「共有仮想タグ」を用いない構成も含まれるとすれば、本件特許請求の範囲の記載は、特許法36条6項2号の規定に違反する。…

ーバに送信される具体的な仕組みについては、上記のような技術常識を用いて容易に実現できるため、わざわざ明細書に明記する必要はない…。このように、以上の技術常識を参酌すれば、本件各発明に係る特許がサポート要件、実施可能要件及び明確性要件を満たしていることが明らかである。